

業 務 速 報

NO. 1116
2018. 10. 31
J R 東海労働組合
発行 木下 和樹
編集 森下 暢紀

申第12号「総合研修センターでの腸管出血性大腸菌O157 検出に関する申し入れ」に対する業務委員会開催 詳細な感染経路不明に不安 再発防止の徹底を図ること！

本部は10月23日、『申第12号』で申し入れた、総合研修センターでの腸管出血性大腸菌O157検出に関する申し入れについて業務委員会を開催しました。

今回の研セ内の食事により発生した食中毒では、重症の社員も発生しましたが、会社の回答によれば感染経路が特定されていません。会社は再発防止対策を行っているとしましたが、同じ業者により複数の職場で食堂営業がされており、本部は、対策をさらに徹底するよう求めました。また、職場の衛生管理についても、格差があることを指摘し、対応を求めました。

「申第12号」申し入れと会社回答

「総合研修センターでの腸管出血性大腸菌O157検出」に関する申し入れ

マスコミによると、8月18日静岡県は、同県三島市のJ R 東海総合研修センターの食堂で1日に昼食を取った同社社員ら21歳～54歳の男女48人が腹痛や下痢などの食中毒症状を訴え、うち14人から腸管出血性大腸菌O157を検出したと発表した。そのうちの5人が入院したが、いずれも快方に向かっているとのことである。

また、研修で訪れていた社員とセンターで働いていた職員が、研修中に発症したり、研修後に静岡、愛知、大阪など10都府県で症状が出たとされている。保健所は18日から当分の間、食堂の営業禁止を命じている。

8月1日の昼食で食中毒症状が出ているにも関わらず、会社が社員へ周知したのは、静岡県が発表した8月18日以降であり、事象発生から2週間以上が経過している。腸管出血性大腸菌O157の2次感染も予測できたにも関わらず、現場で働く社員に直ちに明らかにしなかったことは、労働組合として到底

看過できないと考える。

よって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催すること。

1. 今回の事象について、現場社員への周知に問題はなかったのか、明らかにすること。

(回答)

注意喚起掲示及び点呼等において、感染予防や、腹痛、下痢等の症状が見られた場合の対応について周知しており、問題は無かったと考えている。

2. 今回の事象について、会社の見解を明らかにすること。

(回答)

当社施設である総合研修センターの食堂において腸管出血性大腸菌O157による食中毒が発生したことは、誠に遺憾であり被害者及び関係者にお見舞い申し上げます。再発防止に向け、食堂運営会社である株式会社LEOC（レオック）に対し、今回の再発防止措置も含めた、衛生管理を徹底するよう指導していく。

3. 今回の腸管出血性大腸菌O157の感染経路は把握できたのか、明らかにすること。

(回答)

詳細な感染経路は把握していない。

4. 食中毒症状を訴えた社員が発生した時の、研修センターでの対応を明らかにすること。

(回答)

【感染防止】①総合研修センター内全トイレの塩素消毒②体調不良申告者の部屋の管理と、専用トイレ、浴室の指定③大浴場の全浴槽を使用停止とし、シャワーのみ利用化に④総合研修センター利用者（7/30～8/3）の体調調査（既対象者含む）⑤株式会社レオックによる食事提供を中止⑥所員、研修生に対し、手洗い消毒の実施を指示。

【研修関係】体調不良を訴えた社員に対しては、医療機関への受診を勧めるとともに研修を欠席させて休養をとらせた。これにより欠課が発生した場合は補講を行うなど、必要な対応を行った。

5. 10都府県で症状が出たりしたとのことであるが、10都府県を明らかにすること。

(回答)

東京都、千葉県、神奈川県、静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、奈良県、大阪府、兵庫県である。

6. 今回の事象について、静岡県に報告した内容を明らかにすること。

(回答)

総合研修センターが所在する静岡県三島市を管轄する静岡県東部保健所とは、体調不良者の健康被害の状況を報告するとともに、二次被害拡大防止に向け、緊密な連携をとって対応している。

7. 研修後に食中毒症状を訴えたとのことであるが、それ以降、各現場で腸管出血性O157の感染は拡大していないのか明らかにすること。

(回答)

拡大していない。

8. 研修後に食中毒症状を訴えた社員の職場などの消毒作業などはしたのか、明らかにすること。

(回答)

実施している。

9. 保健所から、研修センターの食堂は営業禁止にされているが、営業禁止期間はいつまでなのか明らかにすること。

(回答)

静岡県東部保健所による営業禁止処分は、8月18日土曜日から当分の間であったが、再発防止措置が徹底されたことによって、8月21日水曜日に静岡県東部保健所により営業禁止処分が解除された。

10. 研修センターの食堂が営業禁止になっているが、営業禁止期間中の研修センター入所者の食事等はどうなっているのか、明らかにすること。

(回答)

総合研修センターとしては、体調不良者の多発を受け、原因調査及び感染症対策を実施していたが、8月9日木曜日に総合研修センターを退所した研修生からO157の罹患が確認されたとの情報を知得し、8月10日金曜日朝より食堂について営業を自粛した。尚、静岡県東部保健所により営業禁止期間は、8月18日土曜日から当分の間であったが、再発防止措置が徹底されたことによって、8月21日水曜日に静岡県東部保健所により営業禁止処分が解除されたことにより、8月24日金曜日に食堂の営業を再開した。

営業自粛及び営業停止期間8/10～23については、弁当による代替食提供を実施した。

11. 今回の事象を受けて、会社内には他に社員食堂があるが、食中毒などを発生させない対策や指導などを行っているのか、明らかにすること。

(回答)

実施している。

〈主なやり取り〉

(組合) 10日に発生し営業禁止は18日である。一週間は長いと思うが、万一のために全職場に徹底しなかったのか。

(会社) 時間がかかったという認識はない。体調不良が増えたのが7日でありそれ以降に隔離を始めた。職場に戻った人に体調不良者が出ているのではないかと9日に調査を始めた。12～13日に実態が明らかになり、14日以降、感染予防の注意喚起をして、O157にかかった場合の指示を落とした。

(組合) 7日の発覚は、どこで判ったのか。

(会社) 研修センター内である。4～5人単位で発生し始めた。1～2人での発症の日は把握していない。

(組合) O157は法定伝染病なのか。

(会社) 解らない。

(組合) 原因となったのは1日の食事とのことだが、症状が出るまで一週間ほどなのか。

(会社) 人によって、様々だと聞いている。

(組合) 1日の食事が原因だと判ったのはなぜなのか。

(会社) 保健所に提出しているサンプルによるもので、18日に判明した。

(組合) 食事の内容はなんだったのか。

(会社) 新聞報道ではBランチのジャージャーうどんとのことである。

(組合) それを何人が食べ、体調不良者が何人出たのか。

(会社) 300名弱が食べて84名である。罹患者は30名だった。現在、全員が職務に復帰している。

(組合) 入院は三島の病院だったのか。

(会社) 三島だけではなかった。

(組合) 1名は重症と聞いたが、容体はどうだったのか。また、勤務扱いはどうしたのか。本人の治療費はどうするのか。

(会社) 手術をし、小腸の中に大腸が入ってしまう病気だったが、今回のことが原因かどうかは病院でも判らなかった。勤務は、他の体調不良者と同じ扱いである。治療費はすべて負担する。レオックにも約束してもらっている。

(組合) レオックは子会社なのか。レオックでの再開で大丈夫なのか。

(会社) 子会社ではないが複数の職場で契約している。レオックでの再開で大丈夫だと判断した。

(組合) 詳細な感染経路が不明なのは、不安である。

- (会社) 従業員から検出されておらず、経路が判らない。
- (組合) 普段から会社内の社員食堂へはどのように指導をしているのか。
- (会社) 契約上、衛生事項を定め、四半期毎に報告するよう義務づけている。
また、外部の検査業者と契約し、年一回検査をしてもらっている。
- (組合) 今までに、このようなことはなかったのか。
- (会社) 初めてのことである。
- (組合) 職場では、アルコール消毒のスプレーを常備してあるところと、そうでないところがある。格差がないようにされたい。
- (会社) 各職場の安全衛生委員会の対応の範疇だと考える。
- (組合) 今回の申し入れで、二ヶ月も経っての業務委員会開催は遅すぎる。
- (会社) 準備出来次第の開催とした。
- (組合) このような事象が再発しないよう充分気をつけて、対策を徹底されたい。

以 上